

徳島県環境審議会 総会（第2回） 議事録

日時 平成20年3月17日

時間 午前10時から12時05分まで

場所 県庁10階 会議室

事務局 （会長代行指名の説明）

部長 （あいさつ）

事務局 （資料確認、会議進行上の注意点の説明）

会長代理 議事に入りたいと思います。本日は、「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）の中間取りまとめ（案）」についてです。「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）」につきましては、会長の下で行われました昨年11月の総会で諮問が行われ、皆さまの御同意のもと、本審議会に作業部会を設けました。この作業部会では、部会長を始めとする委員の皆さまにより、4回に及ぶ大変熱心な御審議をいただき、この度「中間取りまとめ（案）」という形で取りまとめられました。本日は、部会の中心として取りまとめに当たった藤岡部会長から「中間取りまとめ（案）」につきまして、御説明をいただきます。またその内容につきましても説明を受け、質疑応答をしていきたいと思っております。それでは藤岡部会長、よろしくお願ひします。

部会長 作業部会の皆さんには非常に熱心に議論をしていただいたのですが、会は4回しかできませんでした。本来ならば、一字一句細かく検討する起草委員会をやって、正規の文書として総会に提出するというのが手順ですが、時間が足りずに端折ったところがございます。私を含めた3委員と事務局に細かな表現は任せてもらいました。そういう事情ですので、作業部会の委員も遠慮なく異議ありと発言して結構です。

今日の文書は二つの部分からなっています。「条例のあり方についての中間取りまとめ（案）」と、「付属文書（案）」です。この二つを一体のものとして御審議願ひしたいと思います。条例そのものは味気ないものになるでしょうが、それが、どういうことを意味するのか、展開していくのか、付属文書を付けることでその意味合いをはっきりさせました。

作業部会の議論は、徳島という地域特性、特色を考えながら、そこで「どのような地球温暖化対策をやっていけばいいのか。」ということに議論が集中いたしました。これは当然のことで、地球温暖化を抑制するというのは、何も徳島だとか日本だとかアジアだとかいうことではなしに、地球全体で取り組まなければならない問題でありますし、取

り組むべき基本の姿勢は、アメリカであっても日本であっても徳島であっても同じことです。しかし、徳島県としての条例を作ろうという訳ですから、「徳島で何ができるのか。」「特にやれることはないか。」ということを中心に議論しました。

盛り込まれている内容は、3つの性格のものがございます。まず一つ目は、条例にストレートに盛り込むべき表現。二つ目は、条例を作るまでにどういう環境条件を整えておかなければいけないのかという、条例以前の問題。三つ目は、条例ができた後、実際に効率的に運用するためにはどういう条件を整えておかなければならないのかです。条例を背景にして展開されるであろう具体的な施策というものも、ある程度見通したものについてもまとめさせていただきました。端的に言うと、「こういう条件を整えておかなければ、条例を作っても意味がないよ。」というものがある。「条例を作っても放っておくとうまく回らないよ、こういう事をどんどんやるべきではないか。」というものも入っています。そういうようにくみ取っていただきたいと思います。個々の内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局（第1章 条例制定に当たっての基本認識、第2章 条例制定に当たって検討すべき事項のうち、1条例の目的、2定義、3県、事業者、県民の責務等、4地球温暖化対策推進計画まで資料の説明）

会長代理 ここまでで、御意見、御質問はありますか。

委員 3ページの「(2) 事業者の責務」について、伺いたい。この文書そのものものについて意見はないのですが、次に申し上げることについて、条例の中でどう扱っていくかという問題があるのではないかとということで申し上げます。私どもの団体も全国レベルで自主行動計画を策定しております。これを各県の団体でがんばっていこうということにしております。一方で県がこのような条例を策定、施策の推進をし、県内事業者としてこれに積極的に参加していくということになる訳ですが、私どもの団体に限らず、環境省の要請などを受けて、かなり自主行動計画の策定作業が進んでいるようです。そういうものが現に存在し、それぞれ内部的に努力をしているという状況の中で、そういうものと県の施策をどう結び付けていくのかということが大事なことではないかと思しますので、この辺りをどう扱っていくのか、お伺いをします。

もう1点、「4 地球温暖化対策推進計画」の②として「温室効果ガスの削減の目標」とあります。たまたま新聞でこの問題の特集がされておりまして、各自治体の取組状況が報道されております。その中で徳島県がCO₂の削減目標が2010年度に90年度対比で10%マイナスとされておりまして、他の県の状況と比較しても高いレベルの数字だと思います。それはそれとして、一方でこのような地球温暖化対策の条例あるいは推進計画を作っていこうということですが、この新聞報道されておりますマイナス10%

という目標は、どこで決められたものなのか、この推進計画が策定される段階でその目標数値の関係はどういう事になるのでしょうか。その辺りについてお伺いしたいと思います。

事務局 自主行動計画など事業所の皆さま方の取組、環境省がセクター別アプローチと呼んでいる取組についての御質問でございます。本県にも様々な業種がございますが、全国的な区切りで、製鉄なら製鉄といった枠組みで自主行動計画を作られていると聞いております。こちらも十分尊重しまして、条例とリンク、連携していかなければならないという認識でおります。具体的にこの中間取りまとめの中には、まだ「自主行動計画」というものは入っていないのですが、この後に説明する地球温暖化防止対策のための具体的なところでそういった文言を盛り込んだ話ができるかどうかを検討させていただければと思います。

次に温室効果ガスの10%削減という目標ですが、これはとくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」という行動計画にその文言が明記されております。それと、様々なその後にできた計画にも出てくるのですが、これは本県が「環境首都とくしま」を目指すということで、国は6%削減を目標として設定しチームマイナス6%などの取組をされておりますが、本県においてはさらに4%上乗せして県民の皆さんと一緒に温室効果ガス削減の取組を進めていきたいというという意気込みで、平成17年度のこの計画策定時点から盛り込まれたということです。その当時はこの環境審議会での地球環境ビジョンを設定していませんでしたので、県の内部の方で10%を決めさせていただいた、という経緯がございます。

また「今後はどうか。」というお尋ねです。この条例自体がポスト京都議定書の期間を見据えた長期的な課題であるのですが、現在はその期間の目標設定というものが国際レベルでどうなるかというのが決まっていなくていいところですので、今後の目標数値といった具体的なものはこの条例の中では設けていません。ただ、この後、洞爺湖サミットなどを経て具体的な数値、国際的に目標数値が日本で幾らと決まっていまいかと、この地球温暖化対策推進計画を審議する過程においては必ずこの目標数値というものも検討しないといけないということは思っております。ただ、その場合もどこの年度を基準にするのかということが国際レベルで非常に議論になっているところですので、そのような動向を慎重に見据えて今後検討していきたいと考えております。

部会長 委員が言われたことの大部分は、多分条例を作った後に計画を作ることになると思いますし、それは環境審議会に係りますから、その時に議論になる話ではないかと思えます。

会長代理 これではよろしいでしょうか。はい、では他にございますか。

委員 条例自体は、地球温暖化対策ということの条例で、「温室効果ガスの削減」というのが基本的に挙げられています。これについては、地球温暖化防止ということになっていますが、私の認識としては、温室効果ガスの「削減」をやっても、地球温暖化の「低減」あるいは「遅延」ということは可能ですが、「防止」とまでは言えないことだろうと思っています。そのためには、条例の中に温暖化自体に対する対応を戦略についても踏み込んで記述すべきではないかと考えます。もちろん、地球温暖化防止のためというのは、地球温暖化抑制のためにCO₂を削減するというのがまず第1ですが、それとあわせて、地球温暖化はどんどんと進行しておりますので、それに対して少しずつ対応していく戦略というのをこの徳島県の条例の中にも組み込んでいくことが必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

部会長 言われたことは確かにそうです。条例の中でも「抑制」と言ったり「防止」と言ったり「対策」と言ったり、幾つか表現を変えています。今の指摘のようなことは当然「対策」という中に入ってます。しかし、一番の主眼は、「温室効果ガスの排出をいかに減らすか。」ということですから、それを中心に条例を作ればいいのではないかと思います。

委員 県民に対するメッセージとして、このような条例を制定して県民に伝えるということも大きなポイントになると思います。その意味で「こういう対策をすれば防止できるのだ。」というメッセージが伝わるのでは問題だと思います。そういう意味で「こういうことをやってもさらに対応していかなければ駄目だ。」というのがメッセージの中に伝わるのが重要だと思います。そういう意味で、例えば、地球温暖化対策推進計画に③として推進計画の内容として、「地球温暖化自体における対応、施策」が入ってきても当然かなと思いますがいかがでしょうか。

部会長 それは計画を作るときにやりましょう。条例を作るだけで放っておく訳ではないのですから、今言われたような話は、これからの計画づくり、並びに実際地球温暖化対策をやっていく具体的な施策の中で考えればいいのではないかと思います。間違ったメッセージをこれを出しているということにはならないのではないのでしょうか。

委員 今後、そういうことも含めて、計画づくりの際に入れていただけるという、これは当然だと思うのですが、そういうメッセージをいただきましたので、了解します。

会長代理 メッセージの重要性というものを工夫していかなければならない、ということだと思います。

他の委員の方は、何か意見がございますか。特になければ、引き続き説明してください。

事務局（付属文書（案）について説明）

会長代理 答申の付属文書の説明をいただきましたが、その中に分かりにくい用語があると思います。付属文書の2ページ目の「カーボンオフセット」というのは、どのような意味でしょうか、説明してください。

部会長 二酸化炭素の削減にがんばっても、個人とか一企業では二酸化炭素を出さざるを得ない場合がある。その場合、それを吸収するもの、その吸収するものを作っていくのに必要なことにお金を拠出する、要するに、自分は炭素を出すのだけれども、それをもう一回、オフセットする、そのために協力する、というような趣旨のことがカーボンオフセットと言っています。

会長代理 そのような内容であることを御確認の上、引き続き中間取りまとめの説明をお願いします。

事務局（5 地球温暖化防止のための対策のうち、（1）地球温暖化対策に係る県の率先実施、（2）事業活動に係る地球温暖化対策、（3）建築物に係る地球温暖化対策、（4）交通・運輸に係る地球温暖化対策について説明）

会長代理 ここの議論の前提として、答申付属文書について説明を受けました。こういう趣旨ですよという留意点を強調した訳です。これに基づいて、条例に向けた具体的な文書が作成されたという認識かと思います。ここまでのところで、質問をお願いします。

委員 答申付属文書を読みまして、非常に行き届いた、条例を作るだけではなくて、先ほど部会長が言われたように、どういう環境整備をすればいいのか、あるいは実際に条例を実施施行していくためにどういったことをやっていけばいいのか、非常に具体的に書かれていて、感銘を受けました。この答申付属文書について質問というよりもコメントですが、2）と4）について少し意見を言わせていただきたいと思います。

公共交通機関というのは、一つは例えば具体的な話としては、バイパスですと優先レーンが設けられていますが全然守られていない。そのためにいかに循環バスというのを作ったとしても、例えば警察の管轄になると思いますが交通行政といったところまで踏み込んでいかないと、これはなかなか上手くいかないのではないかと思います。ですから、答申付属文書の中の関係者の中には、警察といった実際に交通行政や交通取締に関

わっている関係者まで入れていくべきではないかと思います。それからもう一つは、環境行政は環境首都課だけでやっている訳ではなくて、例えば交通の問題に関しても、道路の建設とか道路行政、道路建設行政まで入ってくる。だからそういう意味では広がりがあるので、県土整備部の道路建設をやっているところ、「私のところは道を作るのが仕事で環境のことは解らない。環境のことは環境首都課に行ってください。」というようなことでは話にならない。条例に書くようなことではないかと思いますが、環境整備という意味では、そういった姿勢を県の責務の中に実際に書き込んでいただけたら非常にいいと思います。つまり縦割り行政の弊害をできるだけなくしていくと。例えばCO₂を減らすという目標に、できるだけ総合的な施策を、各部署が有機的に連携し関わっていくんだ、推進していくんだということをもう少し書き込んでいただけたらと思います。

それとの関係で、4) ですが、これは私自身が具体的なデータを見たのは非常に古いデータなので今どうなっているのか分かりませんが、CO₂の吸収に関しては、森林だけではなくて、海の問題があります。だから、海域における光合成プランクトンによる二酸化炭素の吸収というのは、グローバルな視点で見ると陸地における吸収よりも大きく寄与している。森林だけではなくて、海域の問題、沿岸域の環境の問題も大切だということも少しこの中に盛り込んでいただけたらと思います。もちろんご存じのように、森林を保全、環境をよくしていくということは、要するに逆に言うと海の光合成のプランクトンも有機物を良質な有機物を海に提供する、供給するということによって海の光合成プランクトンもどんどん増やしていく、そして漁獲高も上がっていくことに寄与していくということで、そうすると、海と山と流域、一体となったような一つの保全の考え方が大事になってくるのではないかと思います。そういった見方もこの中に盛り込んでいただけたらといいんじゃないかということです。さらに言えば、広がりということで言えば、森林の環境保全をするということは山間、中山間地域の過疎対策とか町おこし、村おこしをどういうふうに県の施策として推進していくのかということろまで発展してくる訳で、そういった大きな広がりをもった見方でこの条例の実施とか推進とかをやっていただけたらなと思います。

それから3点目として、いろいろと施策が出てくる訳ですが、インセンティブをどうするのかというのを考えていかないといけないのではないかと。つまり、お話を伺いますと、お金を払う話がいっぱい出てくるのですが、例えば、努力したらどうのご褒美がもらえるのかという、例えばこれはよく私は具体的には詳細は理解していませんが、例えば二酸化炭素の吸収低減に寄与すれば税制上の優遇措置が得られるとかそういった具体的なご褒美を明示的に示していくということが条例の実施にとっては非常にいい方向に、ポジティブな意味での推進力になってくるのではないかと思います。そういうことも考えていく必要があるのではないかと思います。

部会長 警察を関係者の中に入ってくるのは当然だと思います。県の縦割り行政云々の話

は全くそうでありまして、環境政策を進めて行くに当たっては、県民あるいは事業者、農業者林業者全部含めてですが、県民の生活と直接ふれあっている各セクションが環境意識を持つかどうかということに関わってくると思います。条例の中にそういったことを書き込むかどうかというのは、少し議論をしてもらいたいなと思います。

海のご事は失念しておりました。確かに温室効果ガス、地球全体で言いますと相当の部分で海が吸収していますから、では、どの種類の藻を育てたらいいのかとか、そこまではまだ確定していないようです。吸収源対策としてここに入れるべきかどうかということ、私自身は躊躇するところがございます。

委員 徳島県でも、「海の森づくり」という藻場造成の事業が展開されています。これまでに阿南市周辺や鳴門市周辺の藻場造成が進められています。地球温暖化の問題で一番心配しておりますのは、冬場の海水温の上昇による生態系へ及ぼす影響です。日本沿岸の場合は、冬場の海水温の上昇が顕著で、それが沿岸生態系の生物の量を低下させます。特に徳島県沿岸に関しては、藻場の勢いを低下させる。それが磯焼けの原因にもなると言われています。海のプランクトンが地球のCO₂の吸収の多くを占めていますけれども、地球温暖化が進みますと、現在、海はCO₂を吸収しておりますが、そのうち海水温が上昇し始めますと、CO₂を排出し出すということが心配されています。それが起こりますと、少々のCO₂の削減では追いつきません。それが起きるとどうしようもないのですが、そのためにも徳島県でできることは、海の森づくりということをかなり推進していくことが重要だろうと思っています。陸の森づくりと海の森づくりというのを徳島県の施策として掲げていただきたいと思っています。

部会長 海藻というものがかなりの意味を持っているのですが、森林吸収源ほど一般的に認知されていないのではないかという意識があったもので、ここに海の話は入れていません。

それから、先ほどの「インセンティブを与えよ。」という話ですが、これは県の財政ということを考えますとなかなかできる話ではありません。我々が議論した中では、特に事業者はCO₂対策を省エネルギーということを通じてなされるであろうと思います。それはたいていの場合、事業者にとって経営の合理化、経費削減に大いに役立つ訳です。ですから、それを大いに認識してもらってやればいいではないかということです。県の条例としてできるのは、お金をあげるというのではなく、情報を提供するあるいは事業者同士、担当者同士の情報交換の場を設営するということの方がインセンティブを発揮するのに役立つのではないかなという意識がございます。

地球温暖化対策というのは、環境政策全体に言えるのですが、国として何をやらしてもらわないといけないのかということは、当然沢山ある訳です。県がやること、県民がやることよりも、はるかに国がやるべきことの方が多くあります。政府がサボっていること

を全部県、県民、事業者が引き受けるという訳にはいけないのではないかという意識をもってこの案をまとめさせていただいています。

委員 (2) 事業活動に係る地球温暖化対策で、今後検討する必要があるということで、項目が挙げられています。以下に申し上げることについて、作業部会で御議論があったのかどうかということと、県当局としてそのような視点をお持ちがどうかということについてお聞きしたいと思います。③に「環境マネジメントシステムの導入推進」というのがございます。現実の問題としては、ISOの問題、環境省のエコアクションの問題にしても、実際に各事業所がそれを取り入れようとする場合には、かなりの経費と人手を要します。一方、付属文書も触れられていますように、徳島県は大口の排出者よりも小口の排出者、経営基盤が必ずしも強くない事業所というバックグラウンドが説明されているのですが、さらにそれと同時に、5ページには中小企業経営に対する助言及び支援ということにも触れられている訳です。そこでせつかくこの問題に取り組むに当たって、バックグラウンドとして大変に小口中小企業が多い、こういう条件を考えながら、「環境システムの導入」というのは、スローガンとしてはあるとしてもなかなか現実化しないという実情にあるというように思います。従ってこの際に徳島県独自の簡易な経費を要しないようなシステムを策定することについて御議論があったのでしょうか。あるいは、県としてそのような発想をお持ちなのかどうか。例えば京都方式というようなシステムがございますが、その辺りのことについて、現状をお聞かせいただきたいと思います。

部会長 そろばんの合わないことは事業者にどんなに要求しても駄目でしょう。ただし、言い方が少し厳しいですが、「こういうものをやるのにお金をくれないとやらない。」という企業を相手にするのはどうか。これからの企業経営というのは、環境に対しての配慮なくして成り立たないであろうと思います。「できるだけ助言と支援をします。」というのが作業部会で提案しているものの趣旨です。「一定規模以上の事業所をどう規定するか。」とか、「助言をするのをどうするのか。」、「支援とはどういう意味合いなのか。」、「どれだけお金がかかるのか。」というのは、私は具体的な施策を考えていく場合にできる話です。

事務局 環境マネジメントシステムは、先ほど委員が仰ったISO、エコアクション21、京都方式の京都のアジェンダなどがございます。県では、現在はISOを取っていただいて、そして今後はエコアクション21の推進の施策も講じていくという状況にございます。またISO以外の、京都方式はどうかということですが、来年度に向けて、県でも、民間などほかのところに使えるようなものになるかどうかということまでは検討はしていないのですが、ISO以外の新しい環境マネジメントシステム、これを検討できな

いかという組織を来年度から発足させるという状況になってございます。環境マネジメントシステムは、御指摘のとおり、ISOを始めとして、費用が高いため、取得していただいている皆さんも、営業や取引の際に、取引先から求められるというところは取っているけれども、そうでないところは環境に配慮したという称号をどうしても欲しいというところ以外はなかなか手が届きにくいという現状がございまして。さらにISOだけではなく、ほかのシステムも取りやすいような施策を推進していく必要があると県でも考えております。

部会長 追加して申しますと、3ページに(3)県民の責務というところに、「③事業者や県民等によるすぐれた取組への協力」、これを県民の責務としています。これは非常に意味のある、含みを持ったことを考えてここにございまして、例えば委員が言われたように、必ずしも経営基盤が強くない事業者が環境問題に取り組むのはご苦労があるし大変だと思っております。しかし、それがすぐれた取組であれば県民もそれに協力すべきであると。後で農業の話でも出てきますし、レジ袋の話でも出てくるのですが、消費者自身、消費者イコール県民ですが、そういう一生懸命努力しておられる事業者、農家の方々に対して、「私は知らない、値段だけで私は消費生活をやるよ。」ということではない仕組み、ムードにしていけないと上手く行かないのではないかと意識がありまして、県民の責務の一つとして、さりげなくそういう趣旨のことを入れあります。

会長代理 よろしいでしょうか。ほかに御意見はありますか。特にならなければ、引き続き説明をお願いします。

事務局 (5) 地球温暖化防止のための対策のうち、(5) 家庭生活に係る地球温暖化対策、(6) 農業及び林業に係る地球温暖化対策、(7) 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策、(8) イベントに係る地球温暖化対策、(9) 地球温暖化対策に係るその他の取組、(10) 地球温暖化対策推進組織、(11) 雑則について説明)

会長代理 6ページ以下で御意見、御質問があれば受けたいと思います。どなたか御発言いただけますか。

委員 (6)の「農業及び森林」に水産業も入れていただきたいと思っております。先ほど申し上げたことと関係しますが、一つは、水産業はエネルギー消費型産業の一つだと思っております。特に、沿岸漁業が衰退した後は遠洋漁業ということで沖合に出て行きましたが、最近の燃料費の高騰によって遠洋漁業が成り立たなくなりつつあります。漁業者の話では「沿岸漁業に戻らないといけない。」ということがありまして、そのためには藻場造成等の沿岸漁業を進めるための施策が必要になってきます。これはまさに地球温暖化対策に

密接に関わってきますし、水産業、漁業者については、揮発油税の減免措置などの対応があると思うのですが、そうなりますと年間の燃料の購入費が県内で把握できる。そうであれば、「どのくらいの削減できるか。」という目標を設定して、年々どの程度地球温暖化対策の効果、事業効果が上がっているかという評価もできると思います。この「農業及び森林に係る地球温暖化対策」の中に水産業も含めることによって、水産分野において地球温暖化対策が進んでいるかという事業、県の施策の事業評価の中に組み入れることができるという意味で、水産業をぜひ加えていただけるとありがたいと思います。

部会長 検討させてください。作業部会、私と副部会長とあと何人かの人と、事務当局で検討させてください。原則として、入れることはいいと思うのですが、どういう形で入れるか、そのことがありますので。

委員 はい。

委員 細かな話になりますが、答申付属文書の3と6ページの(5)家庭生活に関わるということで、最初に質問ですが、徳島県の県民1人当たりの生活に関わる温室効果ガスの排出が全国平均と比べてどうなのかということをお聞きしたい。なぜかという、付属文書のところで、全国平均は20%程度、これに対して徳島県は25%程度とあります。これは事業者との関係で決まる文言だと思いますので、個人一人当たりはどのような数字になっているのかを知りたいということです。

部会長 全国平均よりも若干低いと思います。ただし、家庭生活というのをどの範囲で捉えるかということと関係します。例えば、マイカーを含めると全国平均を上回るのではないとか、正直なことを申しますと、個々の家庭で皆さんにやってもらわないといけないことは沢山ありますが、それを集積して行って、CO2削減になったというのはかなり難しいことではなかろうかと思っています。御指摘のとおり、大口の排出者が少ないものだから、家庭生活による排出量が大きく見えるというだけの話です。その辺りはある程度考えた構成にしたつもりです。

委員 考慮されていることは分かりましたが、このような文言で書かれますと、どちらかというと家庭の方に徳島県では問題があるよというように意味が取れるので、個人的にはこの表現は変えていただきたいという気がします。

それから、通勤等の、主として車の話になりますが、これは社会構造自身にも問題がある訳ですから、それを個人の努力でなんとかせよという訳にはいかないのではないかと個人的には思っています。少し前に戻りますが、(5)建築物に係る地球温暖化対策として、①として建物に係る環境配慮ということが書かれていますが、後のところは「一

定規模」ということで、個々の個人の住宅等の断熱の問題は書かれていないのですが、どういうふうに考慮されているのか。いくら機器をよくしても熱が逃げるようではもったいないので、それはどう検討されたのかお聞きしたい。ただ個人的には、こういったものに対する取組は、ここに書かれているように大きなものから小さなものまでありますが、基本的にはできることからやっていくということだと考えています。住宅等の断熱の問題はどう検討されたのかお聞かせ願いたい。

事務局 住宅に関する環境配慮ですが、従来、住宅については2,000㎡以上に措置を求めるということになっていました。ただ、今まさに国におきまして、温暖化対策という視点から、これをもう少し小さな規模の建物、住宅がカバーできないかという議論をさせていただきます。来年度の6月くらいになるかもしれませんが、法改正の中で基準を引き下げて、どの規模まで環境配慮を求めていくかということを検討している段階です。この審議会の中間取りまとめの案、これが今このような形になっていますのは、まさに国で現在進行形の形ですので、それを踏まえた形で来年度の頭から具体的な文言が加わって明確化されていくという背景があります。そのため、今の段階では、「どの規模」というより「こういったことを」という内容までにしています。

先ほどの御質問で、1人当たりのCO₂の排出量の数字ですが、徳島県の2004年のデータですが、徳島県は9.07トン、全国は10.61トンで、若干徳島県が少ないという数字になっています。

委員 大都市圏と地方圏の数字はありますか。

事務局 今のところ、ございません。

会長代理 これでよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長代理 今日は、研究者の方、団体の方から熱心な御発言を数多くいただいています。ただ、消費者、家庭の視点からの発言が少ないように思われますが、なにか御発言はありませんか。特に(5)とか、クールビズ、レジ袋、家庭の中といいますと冷蔵庫などになると思います。この程度でいいのか、図りかねるところがございますので、御意見があれば、どなたかございませんか。

委員 家庭生活という面において、我が家の例を言わせてもらおうと、夏は暑くてもエアコンはほとんど使いません。それで十分生活できます。ただ意識の問題だと私は思います。

だから、それで夏の電気代は一月9千円くらいです。ただ問題は、周りの家はエアコンをつけますので、その排気が堪らなく我が家を直撃しています。ですから、皆さんが意識を持てば、気温は下がるように私は思います。そういう意識啓発が大事だと思います。やってみたら「結構暑くてもなんとかなるじゃないか。」ということになってくると、うまく回転してくるのではないかと思います。ただ、環境学習とか教育の面で、なかなかできてこない、個人の生活の中に踏み込んでいきますので、そういうところは意識啓発をしていかなければいけないが、どうやっていけばいいのか私もよく分からないのですが、一つはこういうことをやっているという事例をみんなでも共有できるような場ができてくるといいかなと思います。

委員 私も省エネや環境を考えると、昔の生活を取り戻そうよではないのですが、いろいろな省エネ性能の高い機器の購入をしようとか、購入ではなくて、エアコンではなく団扇を使おうとか、藍染めの天然素材のものを着ることで涼しくなるとか、通勤は、徳島は私鉄の電車とかないので、バスとかJRだけの通勤手段を選ぶことが考えられるのですが、日々の生活の中で、自転車を使うと。今までドアツードアで買い物でも車を使うことが多かったのですが、自転車、徒歩、徳島県は糖尿病患者の方が全国的にも上位を占めているというのは、運動不足であるのではないかなということ、できるだけ自転車を使ったり歩いたりすることで可能なことはそれで済ませてみませんかということ、身近な子どもたちもそうですし、地域の方に呼び掛けていくということも大事ではないかなと。上板町でゴーヤを植えることで室内の温度を下げると。私も自宅でそういうことをやりました。本当に涼しくて、見た目もよくて、子どもたちがよく集まる場所なのですが、ゴーヤを手にとって持って帰って食べてもいいよと、健康にもいいという。昔、レジ袋もそうで、私は小さいとき、近くの豆腐屋までかごを持って行ってボールか何かに入れてもらって帰ってきたという記憶があるのですが、昔の生活というのはよかったです、環境、環境という中でそういうことを思い出したのですが、そういうことを啓発していくというのも、次の子どもたちとか若い世代に伝えていくことも大事なのではないかなと。新しい物を買うとか、新しい物を作り出すことも大事なのですが、そういうことも大事なのではないかなと思います。

部会長 人間というのは難しく、いいと分かっているけどやらないことは沢山ある。「みんながやってくれるためにはどうしたらいいのか。」という手立てを考えるのが政策です。地球温暖化防止をしなければいけないというのは、大方の人たちが頭では分かっている。啓発活動を受けて聞いてみれば、やらなければいけない、自分もやろうとは思う。しかし、現実には日ごろの生活で今までの習慣もあるし面倒くさいからやらない。そういうのが現状だと思います。啓発活動を一生懸命やらないといけませんが、それだけでは駄目なので、みんながやってくれるようにするためにはどういう手立てが必要かを盛り

込むのが条例や具体的な施策だと思います。この答申案の中には、県と県民の協働というところを意識して、県民に対してお願いするというつもりで書いています。いうならば、大して暑くもないのにクーラーが大きな音で回っているのは格好が悪い。少々暑くてもクーラーを使わないのが格好いい生活だとみんなが思ってくれるためにはどうしたらいいのかということだと思います。「そうしないといけない。」と大上段に振りかぶってみても、なかなか人間はついてこない。その辺りを環境行政としてどうやって進めていくのかということだと私は思います。非常に遠回しにしか書いていませんが、県民に対してお願いすることは「こういうことをやりましょう。」という呼び掛けであると同時に「そういう政策に協力しましょう。そういうことをやっている人達、企業を応援しましょう。」というところが一番大事なところかなと思います。例えば農産物の問題についても環境にやさしい農業をやっておられる人がいる。具体的には施設園芸で今まで重油を使っていたけれども、山林農家と手を組んで廃材チップで温度を保つような農業をやっておられるというところがあれば、少々高くてもその野菜を買おうではないかということ、消費者自身あるいは団体がそうなるように仕向けていくと。例えばレジ袋止めようと決意してそれをやったスーパーでないと物を買わないと。こっそりレジ袋をただでくれる店には行かないなどと。

会長代理 ありがとうございます。お二人の委員、よろしいでしょうか。よろしいですね。今までのところ、農業関係の御発言が少なかったように思いますが、ほかにございませんか。

委員 中間取りまとめには、農業の部分や私が述べていたことを全体的に取り込んでくれて嬉しいです。農業というのは数字にしにくい部分があります。今まで言われてきたように、一人ひとりが同じ方向に向けるような具体的な施策をこれから考えていってもらいたいと思います。

会長代理 ただ今藤岡部会長から、先ほどの審議会の中で、縦割り行政の問題、行政サイドのことですが若干問題があるとの御発言がありまして、この付属文書の最後のところに、縦割り行政の問題点について触れたいとの御発言がありましたので、説明をお願いします。

部会長 例えば「こうした審議会が提案しているような施策を推進していくのは、一部局だけでやれる訳はない。行政の全ての面に渡って環境を意識した、地球温暖化防止を意識した県政を進めていただきたい。」というような趣旨の文章を付属文書の一番最後の2行目の前ぐらいにいれたらどうかなと思います。それで皆さまからの今日の御議論、御提案の趣旨は生かせるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

会長代理 縦割り業の弊害といたしましても、全県庁をあげてこれにコミットして欲しいということだと思います。このような文言を追加修正したいという御意見を含めて、この中間取りまとめについて、特に御意見がなければこの趣旨で皆さまの、今後議論を進めていきたいと思っておりますが、この取扱でよろしいか、御意見はございますか。特になければ、今の修正点を加えました中間取りまとめとして、今後さらに議論を進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長代理 では、このような形で進めさせていただきます。今日の皆さまのご発言を聞かせてもらいまして、部会でも検討しなかった幾つかのポイントが出てきたかと思えます。研究者の委員の方からは、非常に危機感を受けておりました。また事業者の方からは、コストの問題と実現性の問題が問われました。また消費者、個人レベルでは、自己啓発ということと昔の生活に戻るような精神が必要ではないかという御提案をいただきました。このような御提案、御意見を受けまして、今後さらに部会を中心に「徳島地球温暖化対策推進条例（仮称）」につきまして検討をいただけると考えております。ほかに御意見もないようですので、この辺りで本日の審議会を終了させていただきたいと思えます。何か事務局から連絡事項はありますか。

事務局 (中間取りまとめに係る記者発表、次回の開催日(5月2日(金)午後3時から)について連絡)

部長 (あいさつ)

会長代理 それでは以上をもちまして、本日の環境審議会を閉会します。

以上